

香川県広域水道企業団条例第12号

香川県広域水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

香川県広域水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、企業長は、別段の定めをすることができる。</u></p>	<p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となったものは、企業長の面前において、規則で定める様式による宣誓書に署名してからでなければその職務を行ってはならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。